

台風19号により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

長野市で被災した建物を【これから】 解体・撤去（自費解体制度）を お考えの方へ

自費解体制度

台風19号災害により損壊した被災家屋等について、既に解体・撤去を実施済みの方、これから解体工事を発注する方を対象に、解体・撤去に要した費用を償還する制度です。

生活用品・家財道具の
片付け等
なんでもお困りの方は
ご相談ください。

自費解体の適用となる方

令和2年3月31日までに、被災家屋等の解体工事の契約を締結した方

※自費解体制度の申請手続は当社が無料でお受けいたします。

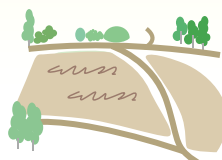
「自費解体制度資金」をご利用される方は解体工事費についてご相談ください。



解体工事契約は
2020年3月31日まで



解体工事は
2020年6月末日まで



解体終了に関わる書類提出
2020年6月末日まで



解体工事代金は
当社が相談に応じます

台風19号により被災し、当社で解体したお宅 長野市H様宅



浸水ライン



ここまで浸水した
ライン



解体後更地に

アパート、貸家、事務所、
工場、倉庫、店舗などの

解体もご相談下さい

土・日もOK

対応担当

●ならきの 080-5024-3345

●阿部 090-8800-5744



家屋の相続・固定資産税でお困りの方
ご相談ください。